建設業における
労働災害防止について

甲府労働基準監督署　安全衛生課

目次

① 山梨県内の労働災害発生状況について

② 労働災害防止対策について

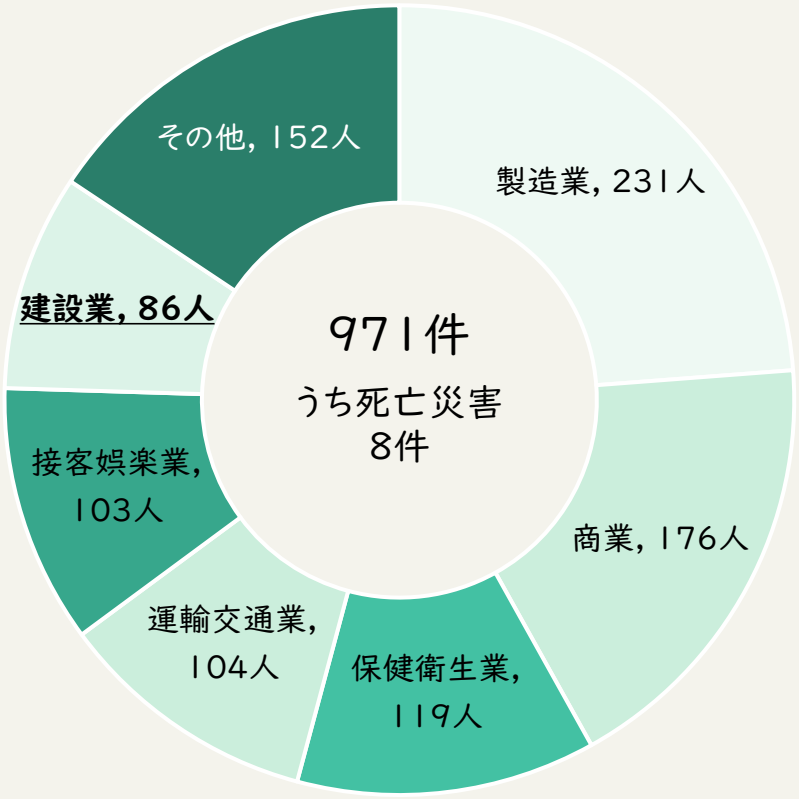
③ 第14次労働災害防止計画について

④ 足場等に係る直近の法改正について

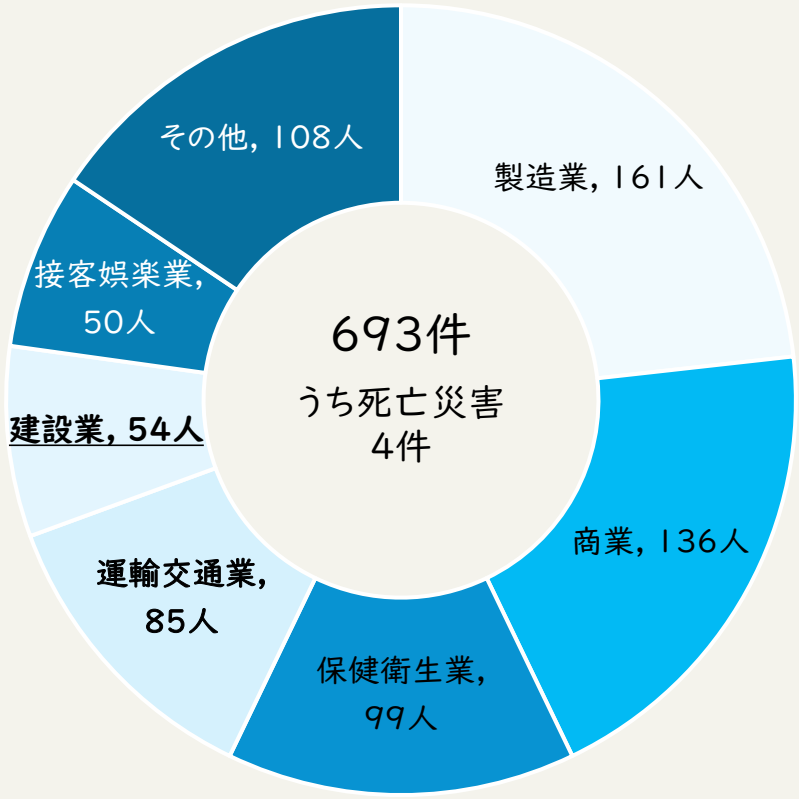
山梨県内の労働災害発生状況について

令和7年における山梨県内の労働災害発生件数

山梨県内の死傷者数

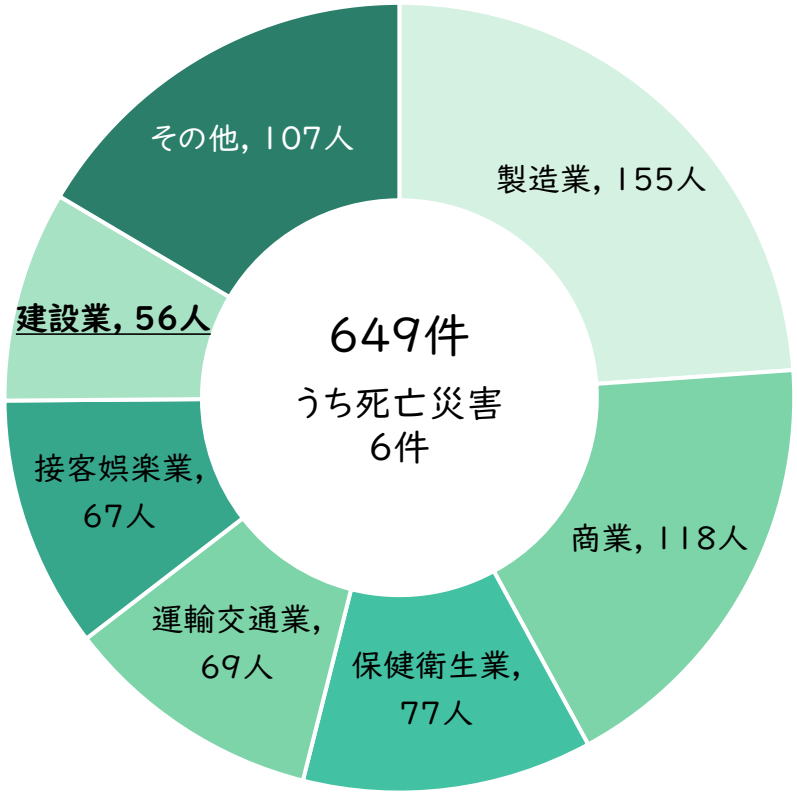


甲府監督署管内の死傷者数

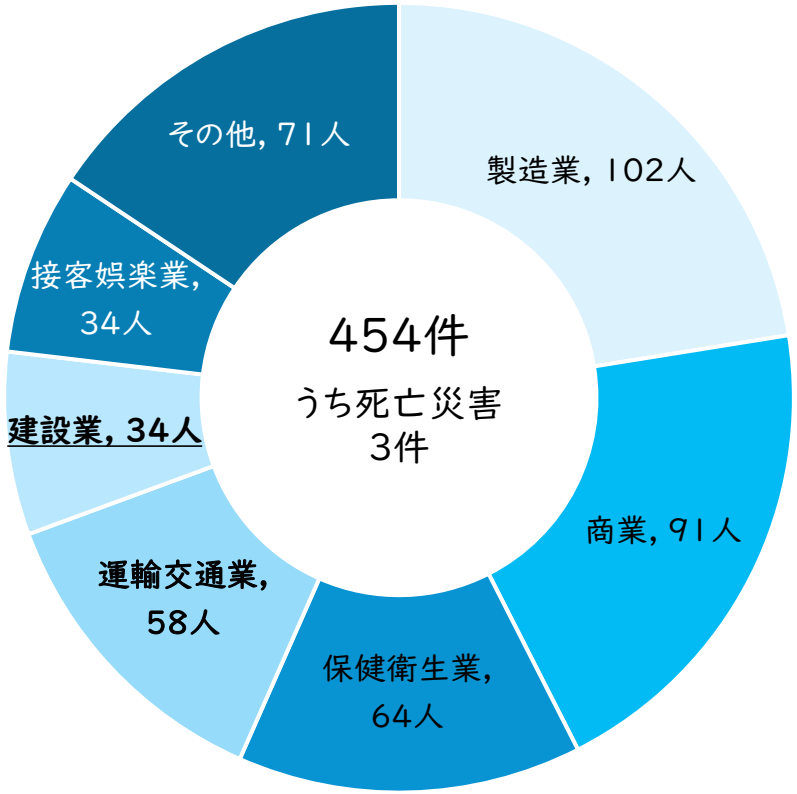


（参考）令和7年9月末時点における労働災害発生状況

山梨県内の死傷者数

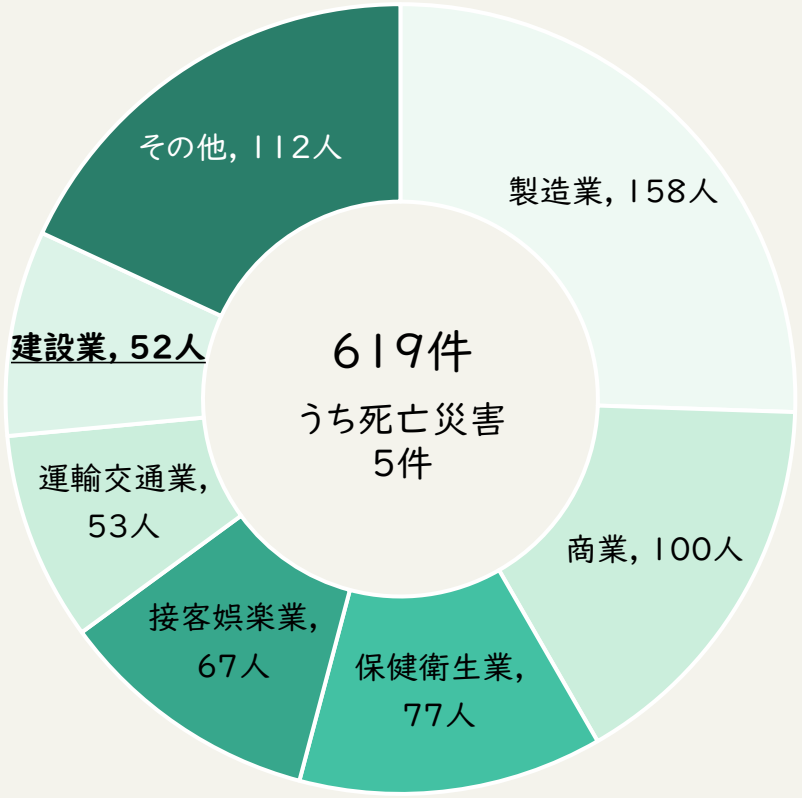


甲府監督署管内の死傷者数



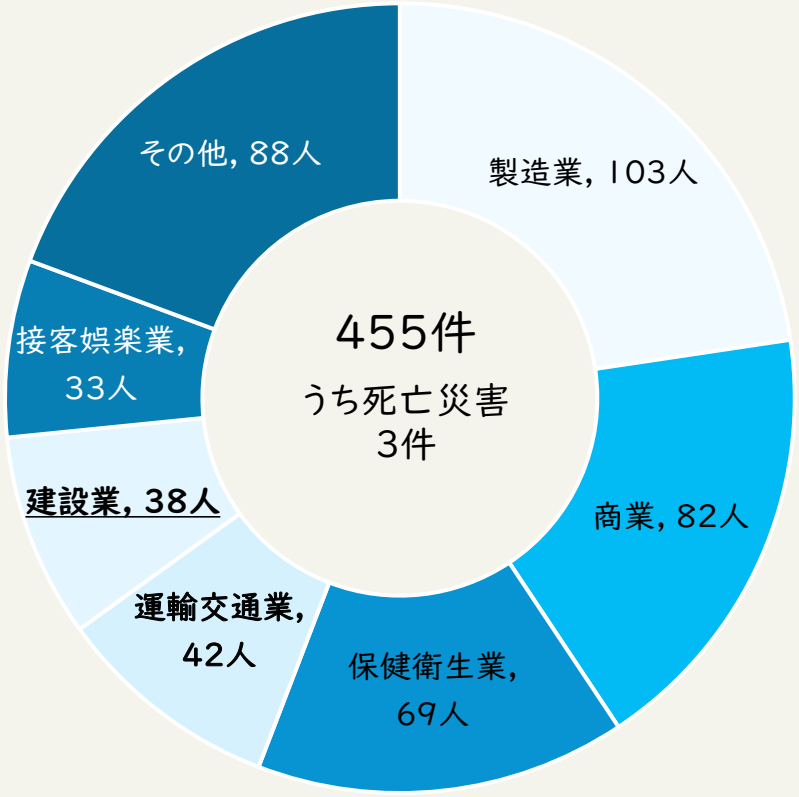
令和8年9月末における山梨県内の労働災害発生件数

山梨県内の死傷者数



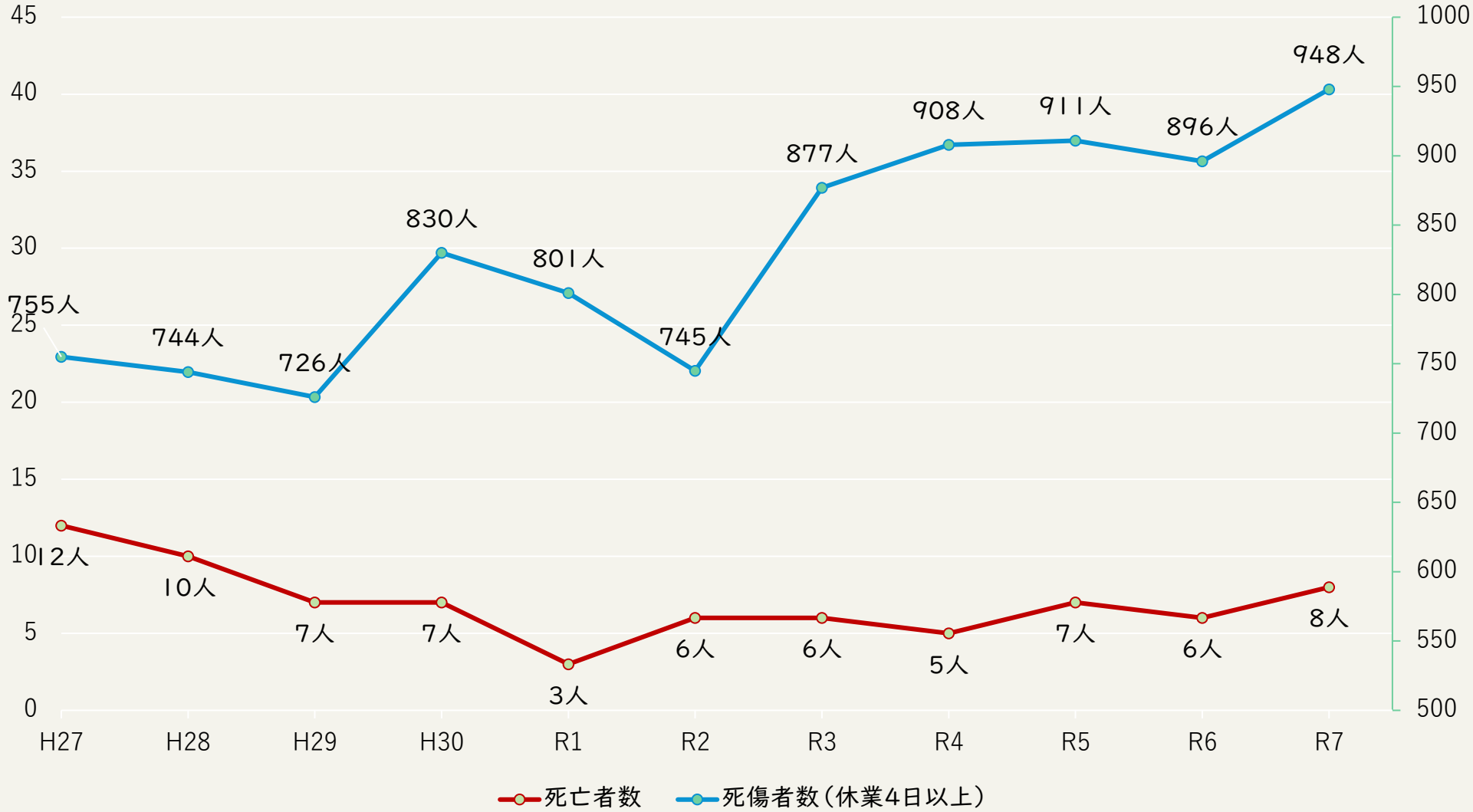
前年同月比：全数は30件減、建設業は4件減

甲府監督署管内の死傷者数

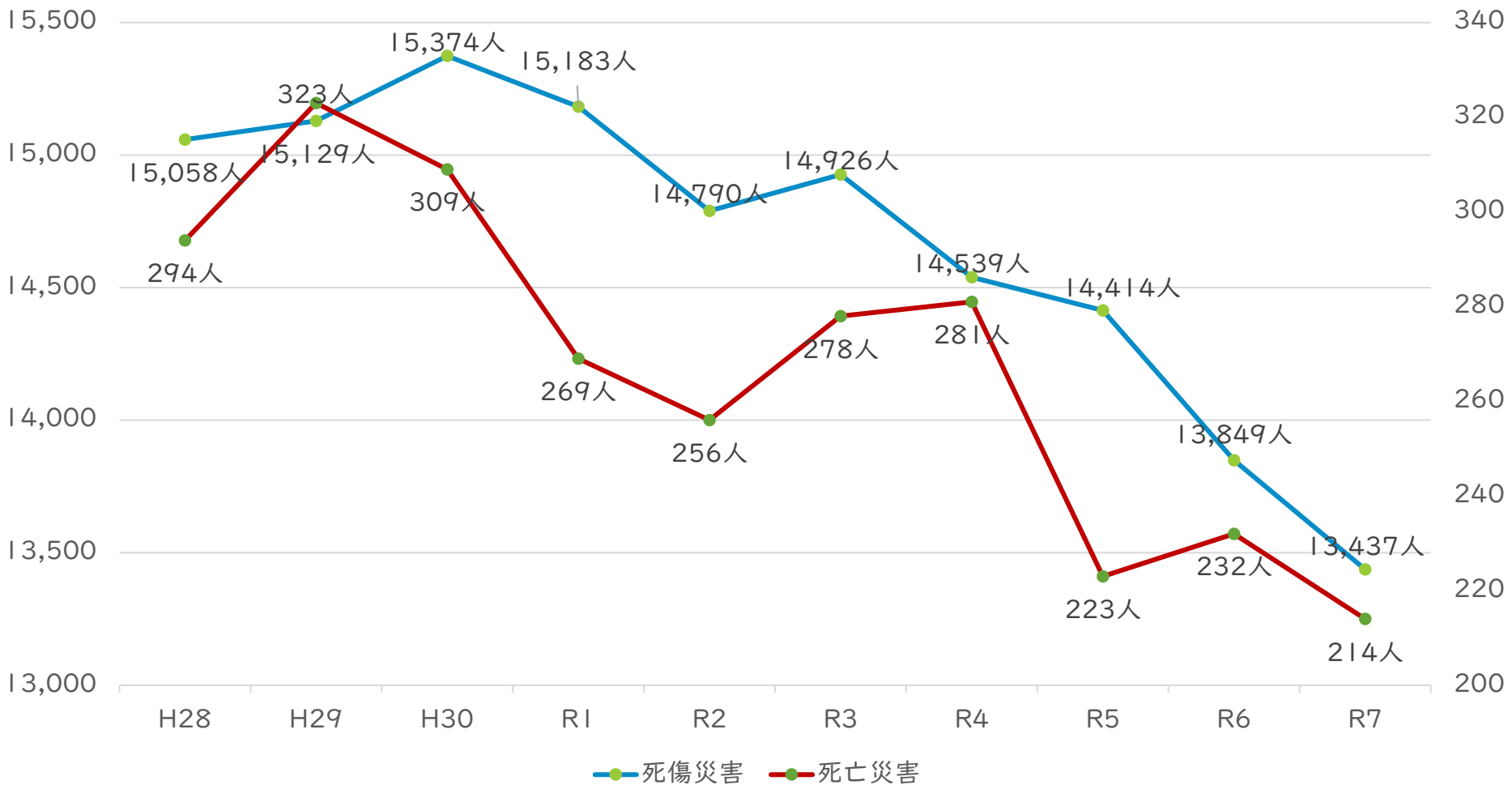


前年同月比：全数は1件減、建設業は4件増

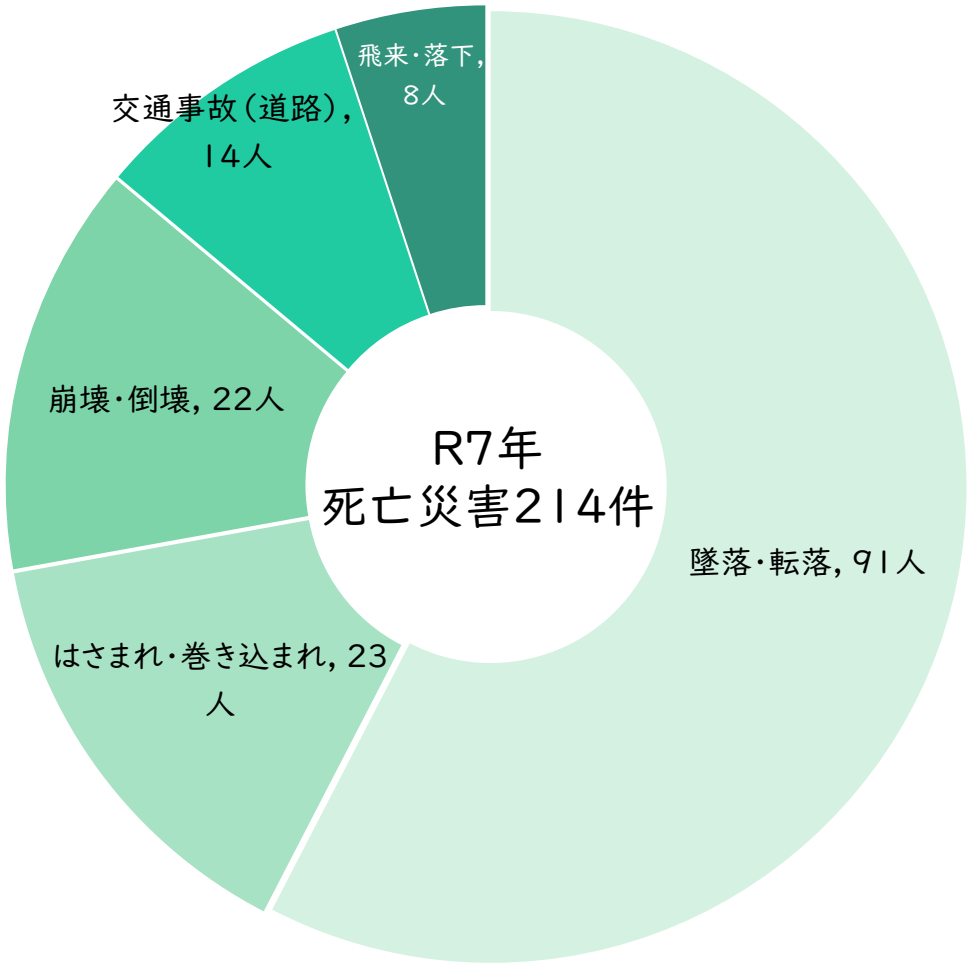
令和7年までに発生した山梨県内の労働災害発生件数の推移



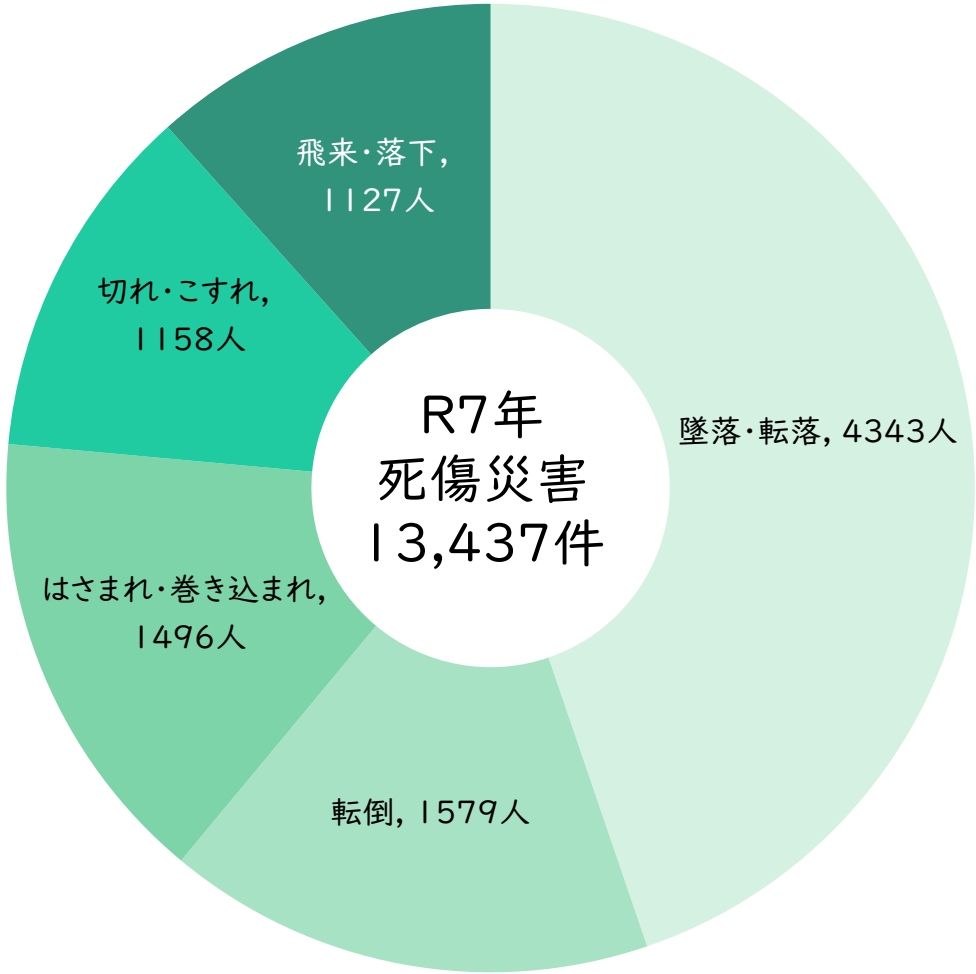
（参考）全国で発生した建設業における労働災害発生状況



（参考）全国で発生した建設業における労働災害発生状況



（参考）全国で発生した建設業における労働災害発生状況



労働災害防止対策について

山梨県内で令和7年に建設業で発生した死亡災害について

番号	発生月日 発生地	年齢 性別	業　種 職　種	事故の型 起因物	災　害　の　概　要
1 都留	令和５年 ５月 21 日 南都留郡 山中湖村	57 男	建設業 防水工	墜落・転落 建築物、構築物	４階建て建物の４階ルーフバルコニー（３階天井相当）にて、屋上の端部に向かって後ずさりしながら、防水シートのしわを伸ばして圧着する作業を行っていたところ、ルーフバルコニーの端部から３階屋上端部へ墜落し、その後地上へ転落した。
2 甲府	令和５年 ９月 21 日 韮崎市	54 男	建設業 法面工	墜落・転落 地山、岩石	治山工事を行う現場において、測量作業を行っていたところ、法肩から足を踏み外し、約 70 メートル滑落した。
3 都留	令和５年 11 月 11 日 大月市	69 男	建設業 土光	墜落・転落 地山、岩石	三脚脚立の高さ２ｍ以上の箇所に上り、桜の木の枝打ち作業をしていたところ、バランスを崩し墜落した。
4 甲府	令和７年 ４月 17 日 甲府市	63 男	建設業 作業員	はさまれ・巻き込まれ 高所作業車	傾斜のある道沿いで高所作業車を使用して樹木を伐採し、次の作業場所に移動するため、高所作業車の後方の操作盤にてアウトリガーを上昇させたところ、車が逸走して被災者が轢かれた。

山梨県内で令和8年に建設業で発生した死亡災害について

番号	発生月日 発生地	年齢 性別	業　種 職　種	事故の型 起因物	災害の概要
1 甲府	1月30日 笛吹市	59 男	建設業 重機運転	倒壊 足場	足場の組立を行っていたところ、足場が倒れ、足場の南側約２ｍの位置（地上）で基礎工事（土の埋め戻し）を行っていた被災者が足場の下敷きになった。 
2 都留	7月18日 北都留郡 小菅村	74 男	建設業 土木作業 従事者	墜落・転落 地山、岩石	谷止工の施工予定地付近において請負工事の現地見積調査を実施中、被災者は、墜落防止設備がなく、要求性能墜落制止用器具を装着していない状態で、高さ約50ｍの急斜面（最大勾配約50度）を登っていたところ、斜面下へ転落した。 

はしご・脚立に取扱いについて

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

（作業前点検リスト）
年　月　日　　天気（晴・曇・雨・雪）

現場名　　確認担当者名

- □はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- □（はしごをボルトで取付けている場合）ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- □はしごの上端を、上端床から60㎝以上突出している
- □はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- □はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- □はしごの足元に、滑り止め（転位防止措置）がある
- □靴は脱げにくく、滑りにくい
- □ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう



出典：「シリーズ・ここが危ない 高所作業」中央労働災害防止協会編

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご（安衛則第527条）
1　丈夫な構造
2　材料は著しい損傷、腐食等がない
3　幅は30㎝以上
4　すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
（リーフレット）も確認してください。⇒⇒⇒

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R3. 3）

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

（作業前点検リスト）
年　月　日　　天気（晴・曇・雨・雪）

現場名　　確認担当者名

- □脚立は安定した場所に設置している
- □開き止めに確実にロックをかけた
- □ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- □ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- □靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- □身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- □天板上や天板をまたいで作業をしない
- □作業は２段目以下の踏みさんを使用する（３段目以下がよりよい）
- □作業は頭の真上でしない
- □荷物を持って昇降しない



「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立（安衛則第528条）
1　丈夫な構造
2　材料は著しい損傷、腐食等がない
3　脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
4　踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ２m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
（リーフレット）も確認してください。⇒⇒⇒

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R3. 3）

厚生労働省
「はしごを使う前に／脚立を使う前に」

（参考）はしごや脚立が原因で発生する労働災害



はしご

No.1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

No.2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。

ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかり固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

脚立の取り扱い

No.3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
（耐滑性の低い靴を使用）

ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

脚立

No.1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

No.2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。

ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがっての作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。

No.3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。

ワンポイント対策例

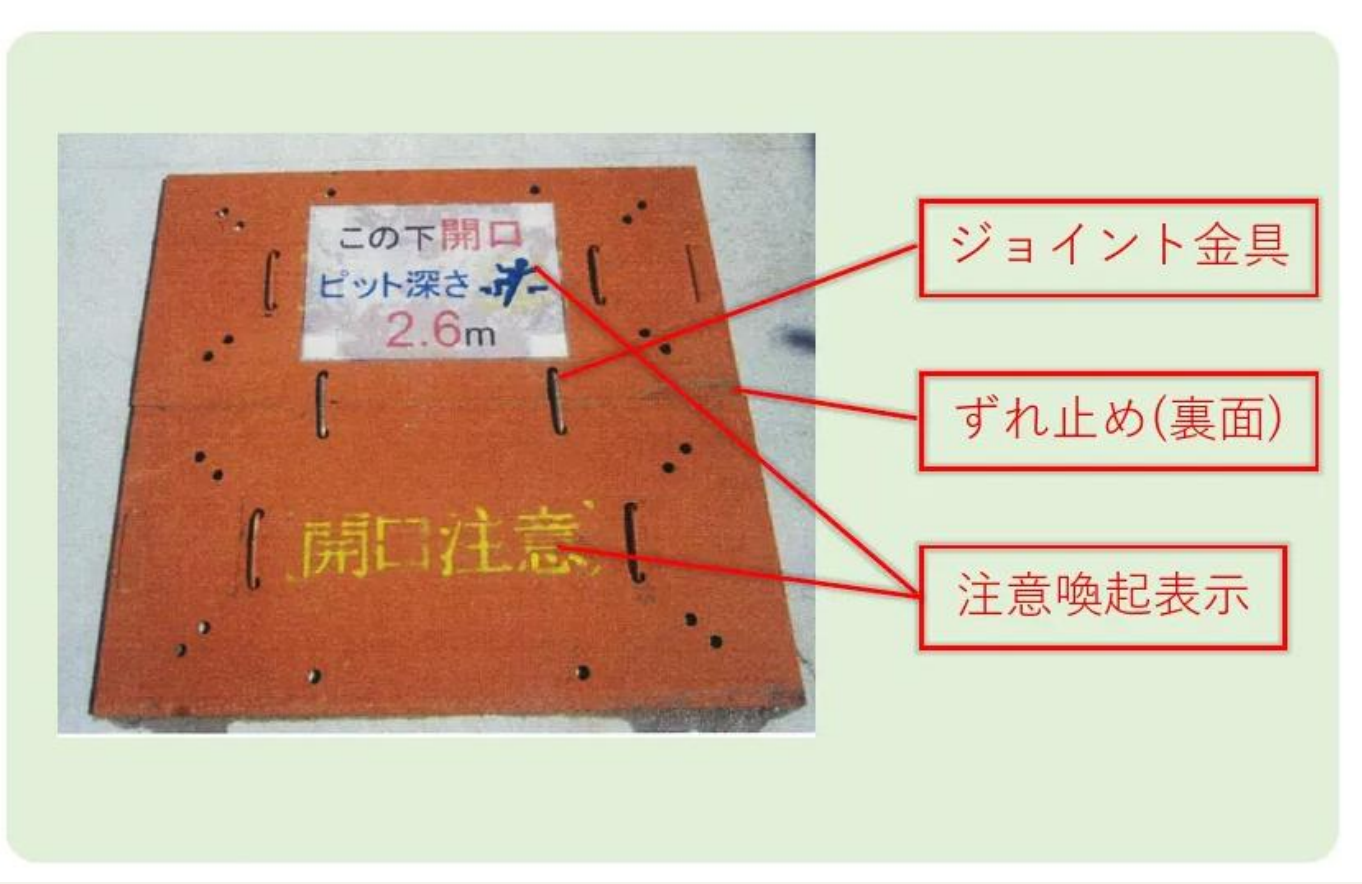
身体のバランスをしっかり保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

厚生労働省「はしごを使う前に／脚立を使う前に」から引用

- ✓ はしごや脚立を使用する前には、前ページの項目を点検。
- ✓ 保護帽の着用と3点指示の徹底を！

墜落・転落災害防止について



東京労働局亀戸労働基準監督署「建設工事現場における労働災害防止対策好事例集」から引用

「落ちる場所をなくす」対策の例
開口部養生のみではなく、
ズレ止めの設置や注意喚起表示を
併せて実施。

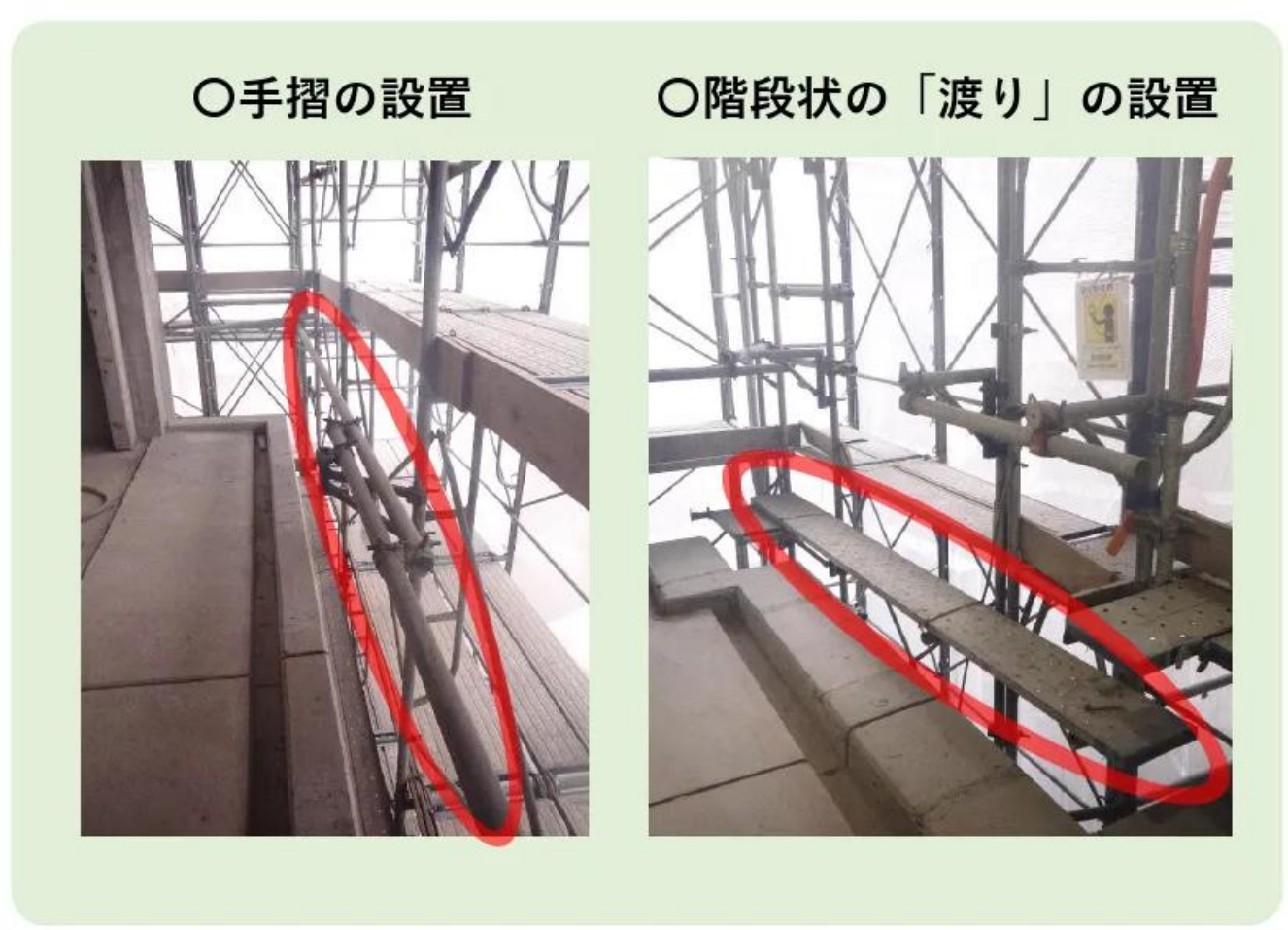
墜落・転落災害防止について



東京労働局亀戸労働基準監督署「建設工事現場における労働災害防止対策好事例集」から引用

ネットを追加した例
隙間からの墜落、物の落下を防ぐことができる。

墜落・転落災害防止について



東京労働局亀戸労働基準監督署「建設工事現場における労働災害防止対策好事例集」から引用

足場と躯体の隙間からの墜落防止例
隙間を埋めるために渡りを設置。
併せて、場所によって手すりを設置。

墜落・転落災害防止について



東京労働局亀戸労働基準監督署「建設工事現場における労働災害防止対策好事例集」から引用

注意喚起表示の例
複数言語とイラストを用いてわかりやすくしている。

（参考）パンフレット



東京労働局亀戸労働基準監督署
「建設工事現場における労働災害防止対策好事例集」

（参考）リスクアセスメント

- ✓ 事業者が自主的に個々の事業場の建設物、設備、原材料、ガ ス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査を行うこと

(1) 労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定

(2) (1)により特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合い（リスク）の見積もり

(3) (2)の見積りに基づくリスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置（リスク低減措置）内容の検討

(4) (3)の優先度に対応したリスク低減措置の実施

（参考）リスクアセスメント

3 ステップ 1　あなたの職場の危険、有害な場所や作業を具体的に探してみよう

（　不安全な状態・不安全な行動　）　ので（　現象　）する　のように表現する。

例

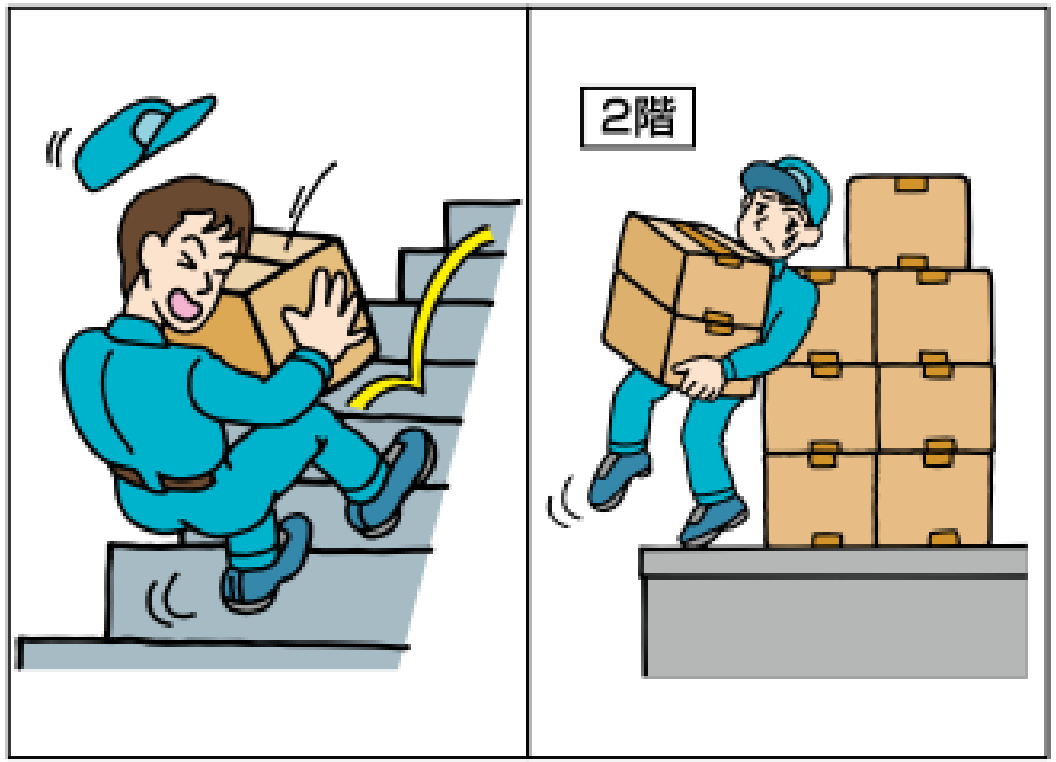
（手すりがない２階の作業床の端で荷の取り込み作業をしている）　ので

（　墜落　）する

例を参考にあなたの職場の機械や作業をチェックしてみましょう。

東京労働局「リスクアセスメントをはじめよう」から引用

（参考）リスクアセスメント



頭部を損傷し死亡する例があります。

1　墜落や転落する可能性のある場所や作業は？

a　手すりが取り付けられていない倉庫の2階の作業床の端で荷の取扱いをしているので、墜落する。

b　荷を持って階段の昇降をしているので、転落する。

c　一人で脚立や踏み台を使用して照明等の清掃作業をしているので、脚立から転落する。

d　照明のない暗い階段を通行しているので、転落する。

e　手すり等の墜落防止措置のない屋根の作業や高所を通行しているので、墜落する。

東京労働局「リスクアセスメントをはじめよう」から引用

（参考）リスクアセスメント（リスクの見積もり）

表1　負傷又は疾病の重篤度の区分表（被災の程度）

被災の程度		目　安
致命的・重大	×	・死亡災害や身体の一部に永久的損傷を伴うもの（失明、指切断等） ・休業災害（1 ヶ月以上のもの） ・一度に3人以上の被災者を伴うもの（多数） ・公衆災害を伴うもの
中　程　度	△	・休業災害（1 ヶ月未満のもの） ・一度に2人の被災者を伴うもの（複数）
軽　　度	○	・不休災害や「かすり傷」程度のもの

表2　負傷又は疾病の発生の可能性の区分表（発生の可能性）
危険性又は有害性への接近の頻度や時間、回避の可能性等を考慮して区分します。

発生の可能性（頻度）		目　安
可能性が高い 比較的高い	×	・毎日頻繁に危険性又は有害性に接近するもの ・かなりの注意力でも災害につながり回避困難なもの
可能性がある	△	・故障、修理、調整等の非定常的な作業で危険性又は有害性に時々接近するもの ・うっかりしていると災害になるもの
可能性が ほとんどない	○	・危険性又は有害性の付近に立ち入ったり、接近することが滅多にないもの ・通常の状態では災害にならないもの

東京労働局「リスクアセスメントをはじめよう」から引用

（参考）リスクアセスメント

表3　リスクの見積表
被災の程度（表1）と発生の可能性（表2）の組合せ（リスク）を見積もる

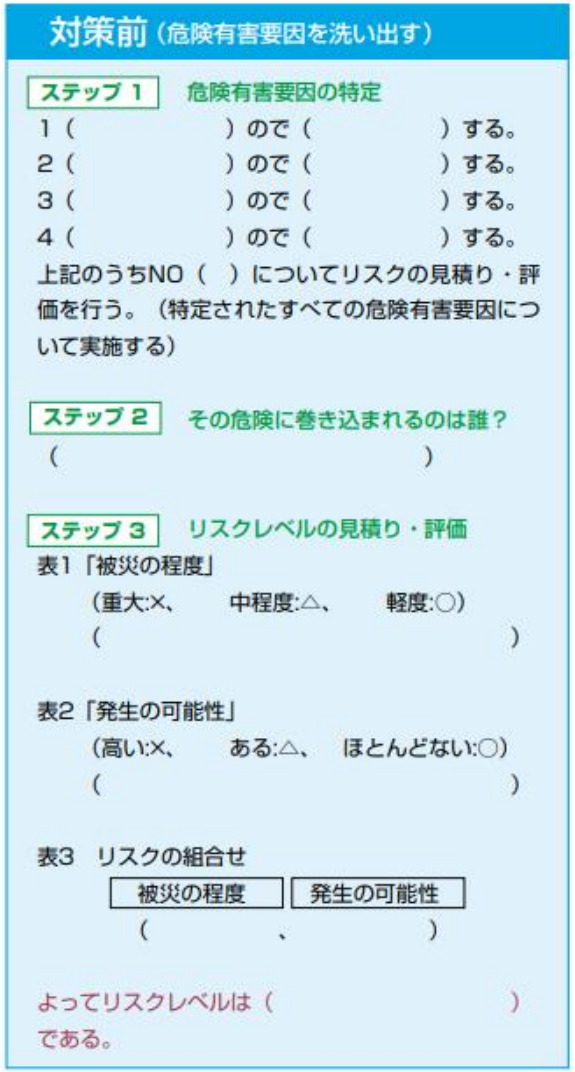
発生の可能性（負傷又は疾病の発生の可能性の区分）		被災の程度	負傷又は疾病の重篤度の区分		
			致命的・重大	中程度	軽度
			×	△	○
負傷又は疾病の発生の可能性の区分	可能性が高い 比較的高い	×	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ
	可能性がある	△	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
	可能性がほとんどない	○	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ

表4　優先度の決定表

リスク	優先度	
Ⅲ	直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。	措置を講じるまで作業を停止する必要がある。 十分な経営資源（費用と労力）を投入する必要がある。
Ⅱ	速やかにリスク低減措置を講じる必要性のあるリスクがある。	措置を講じるまで作業を行わないことが望ましい。 優先的に経営資源（費用と労力）を投入する必要がある。
Ⅰ	必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。	必要に応じてリスク低減措置を実施する。（特段の事情がなければこのリスクに対する対策を取らない。）

東京労働局「リスクアセスメントをはじめよう」から引用

（参考）リスクアセスメント



対策前（危険有害要因を洗い出す）

ステップ１　危険有害要因の特定

１（　　）ので（　　）する。
２（　　）ので（　　）する。
３（　　）ので（　　）する。
４（　　）ので（　　）する。

上記のうちNO（　）についてリスクの見積り・評価を行う。（特定されたすべての危険有害要因について実施する）

ステップ２　その危険に巻き込まれるのは誰？

（　　）

ステップ３　リスクレベルの見積り・評価

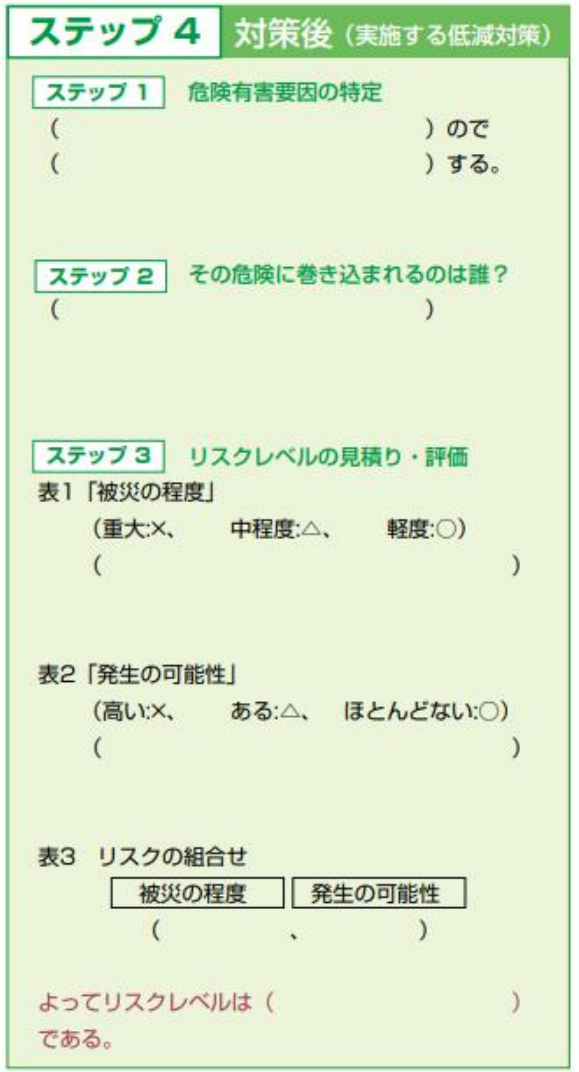
表1「被災の程度」
（重大:×、　中程度:△、　軽度:○）
（　　）

表2「発生の可能性」
（高い:×、　ある:△、　ほとんどない:○）
（　　）

表3　リスクの組合せ

被災の程度	発生の可能性
（　　）	（　　）

よってリスクレベルは（　　）である。



ステップ４　**対策後**（実施する低減対策）

ステップ１　危険有害要因の特定

（　　）ので
（　　）する。

ステップ２　その危険に巻き込まれるのは誰？

（　　）

ステップ３　リスクレベルの見積り・評価

表1「被災の程度」
（重大:×、　中程度:△、　軽度:○）
（　　）

表2「発生の可能性」
（高い:×、　ある:△、　ほとんどない:○）
（　　）

表3　リスクの組合せ

被災の程度	発生の可能性
（　　）	（　　）

よってリスクレベルは（　　）である。

東京労働局「リスクアセスメントをはじめよう」から引用

（参考）パンフレット

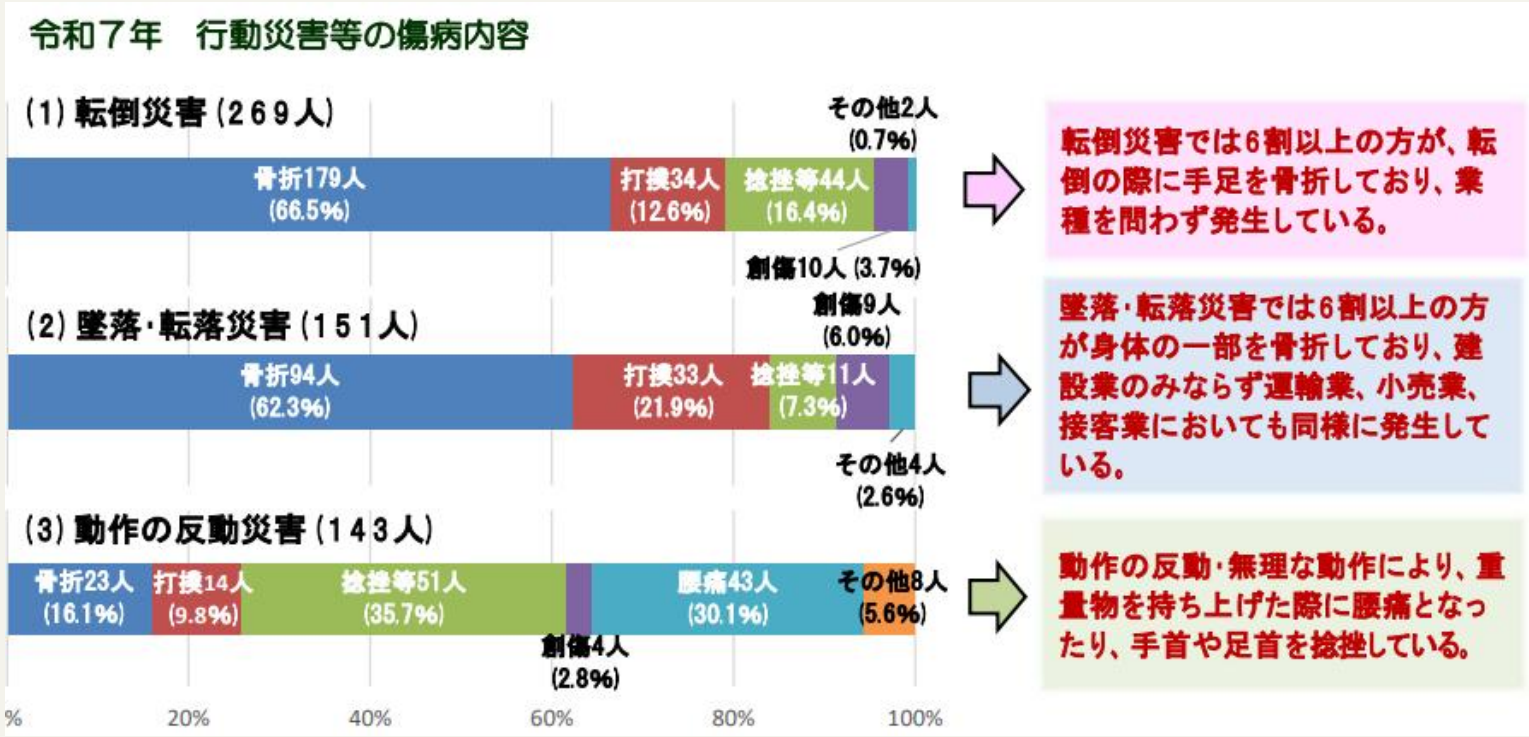


東京労働局「リスクアセスメントをはじめよう」

行動災害防止

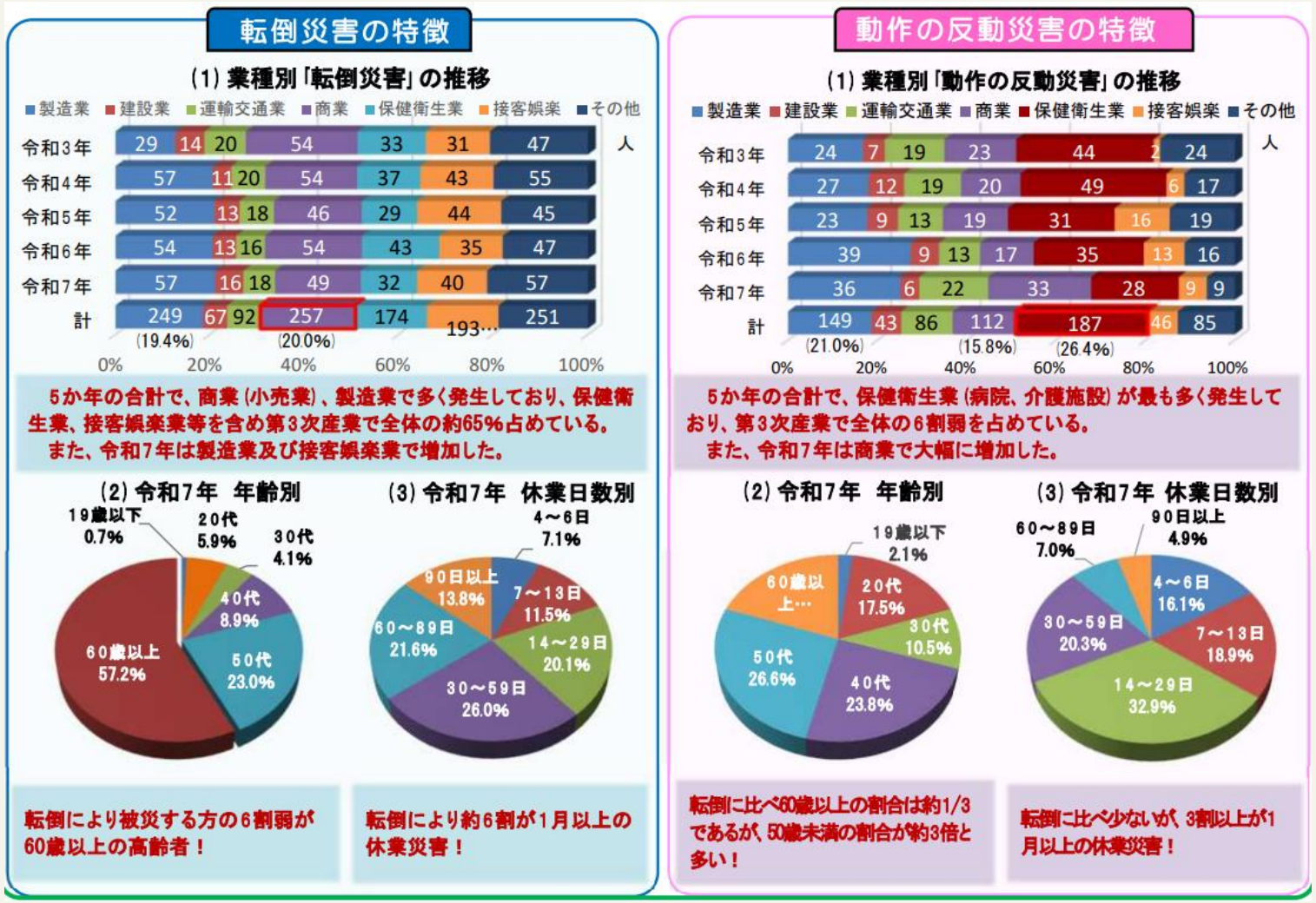
行動災害とは

「転倒」や腰痛等の「動作の反動、無理な動作」等、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害。



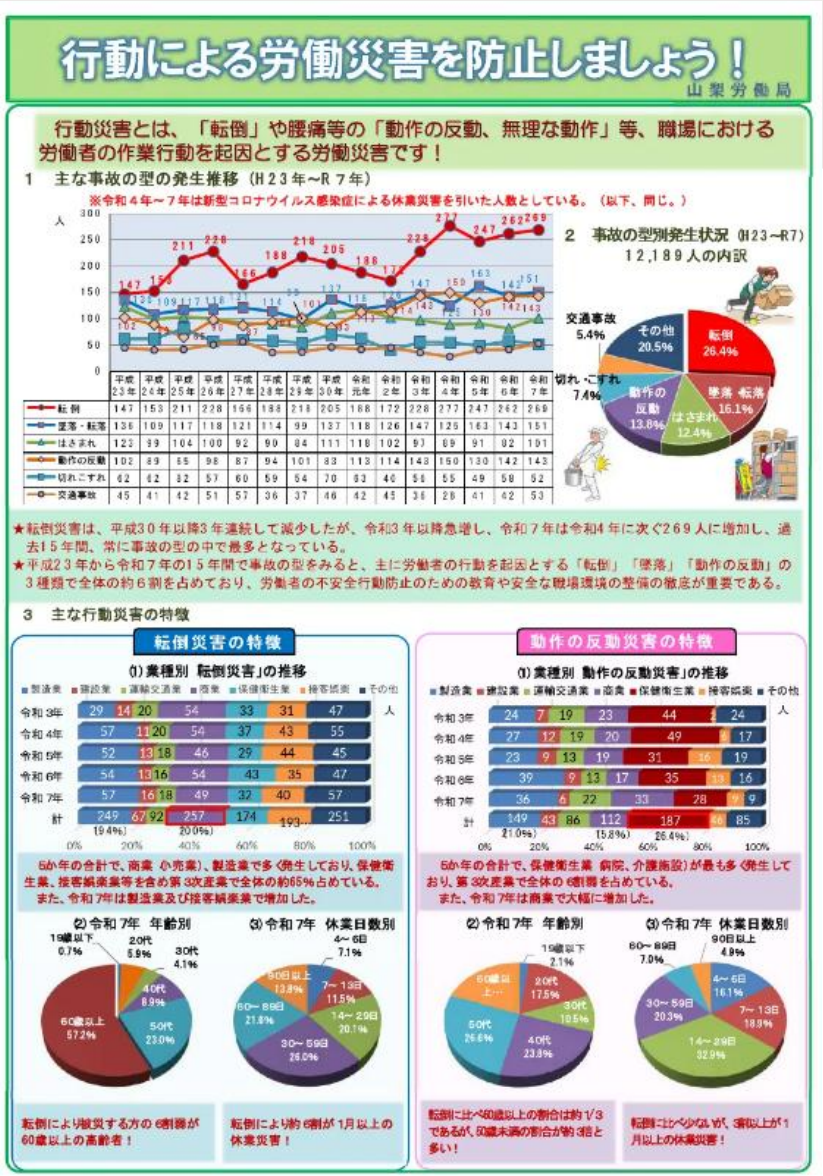
山梨労働局「行動による労働災害を防止しましょう!」から引用

行動災害防止



山梨労働局「行動による労働災害を防止しましょう!」から引用

（参考）パンフレット



山梨労働局
「行動による労働災害を防止しましょう!」

転倒災害防止

転倒災害の要因

- 「滑り」による転倒災害
- 「つまづき」による転倒災害

} ハード的対策（物理的な対策）

- 「身体的な要因」による転倒災害

} ソフト的対策（セルフケア等）

「滑り」による転倒災害の原因と対策例

1　凍結した通路等で滑って転倒
　→通路の除雪・融雪等の実施

2　雨でぬれた通路等で滑って転倒
　→雨天時に滑りやすい場所について、防滑処置等の対策を実施

転倒災害防止

「つまづき」による転倒災害の原因と対策例

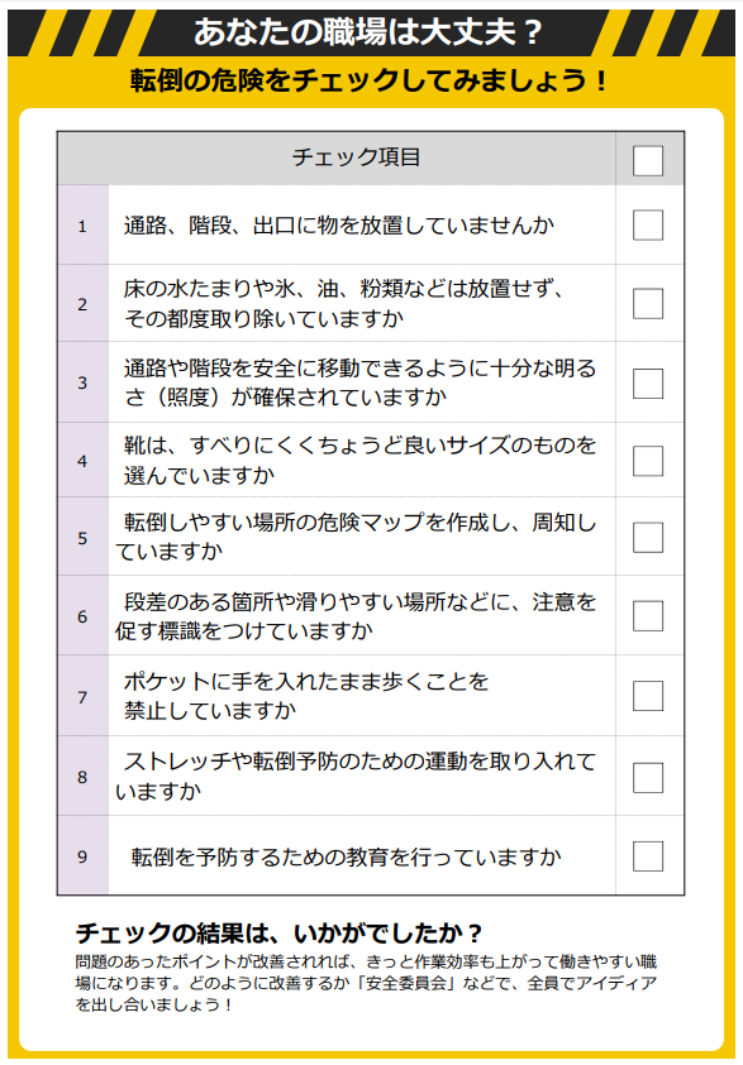
1　通路等に放置されたものに躓いて転倒
　→物を置く場所の指定、整理・整頓の徹底。

2　足元が転倒
　→十分な明るさを確保する。

「身体的要因」による転倒災害の原因と対策例

1　何もないところでつまずいて転倒
　→転倒やけがをしにくい身体づくりのための運動プログラムの導入

転倒災害防止



あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう！

	チェック項目	☐
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか	☐
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	☐
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！

事業場や現場に転倒リスクの高い場所がないか確認を！

厚生労働省「STOP!転倒災害プロジェクト」

高年齢労働者の労働災害防止

高年齢者の労働災害防止のための指針

事業者が講ずべき措置

- ◘安全衛生管理体制の確立等
- ◘職場環境の改善
- ◘高年齢者の健康や体力の状況の把握
- ◘高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応
- ◘安全衛生教育

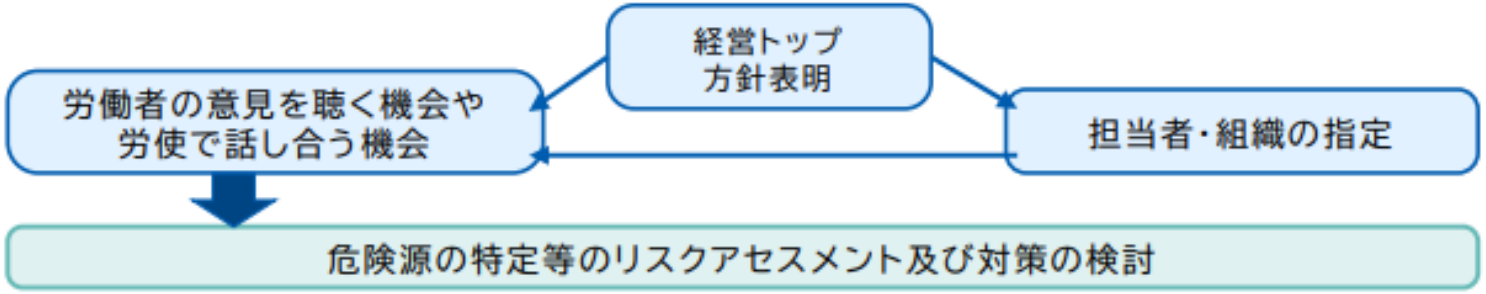
高年齢労働者の労働災害防止

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合いましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

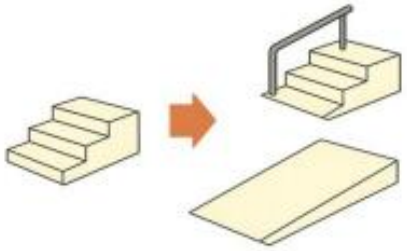
厚生労働省「高年齢者の労働災害防止のための指針を策定しました」から引用

高年齢労働者の労働災害防止

2．職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、**身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）**と**高年齢者の特性を考慮した作業管理**を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
		
階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする	リフトやスライディングボード等の導入	体温を下げるための機能のある服などの導入

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、**高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）**についても検討しましょう。

厚生労働省「高年齢者の労働災害防止のための指針を策定しました」から引用

高年齢労働者の労働災害防止

3. 高年齢者の健康や体力の状況の把握

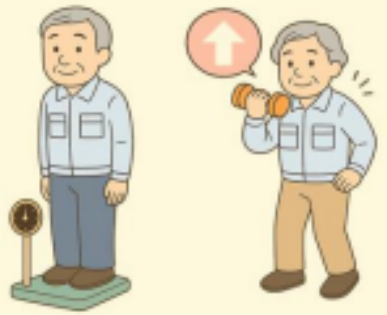
健康状況・体力の状況の把握

- 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に**高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施**しましょう。**※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。**

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、**体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。**また、**体力チェックが高負荷になりすぎないよう十分配慮**します。例えば以下のようなツールを活用することができます。

転倒等リスク評価セルフチェック表	全身持久力の評価方法	新体力テスト
厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	スポーツ庁



厚生労働省「高年齢者の労働災害防止のための指針を策定しました」から引用

高年齢労働者の労働災害防止

4．高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高年齢者の状況に応じた業務の提供

高年齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

厚生労働省「高年齢者の労働災害防止のための指針を策定しました」から引用

高年齢労働者の労働災害防止

5. 安全衛生教育

高年齢者に対する教育

・ 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
・ 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高年齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

厚生労働省「高年齢者の労働災害防止のための指針を策定しました」から引用

（参考）パンフレット



事業者の皆さまへ　　エイジフレンドリーガイドラインに替わる新たな指針です

高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました

概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（エイジフレンドリー指針）を策定しました。

このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、**労働災害の発生率が高く**、災害が起きた際の**休業期間が長い傾向**があります。

年齢層別労働災害発生率（休業4日以上死傷度数率）（R6）

年齢層別労働災害による休業見込み期間（R6）

社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、**高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組み**が重要です。

指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒

厚生労働省　都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省
「高年齢者の労働災害防止のための指針を策定しました」

第14次労働災害防止計画について

第14次労働災害防止計画について



▶ PAGE 05

第14次労働災害防止計画の概要

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日までの5か年計画

計画の方向性

- 事業者の**安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、**安全衛生対策に取り組むこと**が**事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると**周知**する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

POINT 01 **自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発**
社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

POINT 02 **労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進**

POINT 03 **高年齢労働者の労働災害防止対策の推進**

POINT 04 **多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進**

POINT 05 **個人事業者等に対する安全衛生対策の推進**

POINT 06 **業種別の労働災害防止対策の推進**
陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

POINT 07 **労働者の健康確保対策の推進**
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

POINT 08 **化学物質等による健康障害防止対策の推進**
化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

死亡災害 5%以上減少　　死傷災害 増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

厚生労働省「第14次労働災害防止計画の概要」から引用

第14次労働災害防止計画について

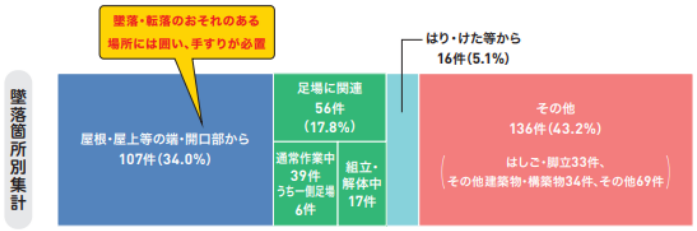
重点事項ごとの具体的取組

重点⑥

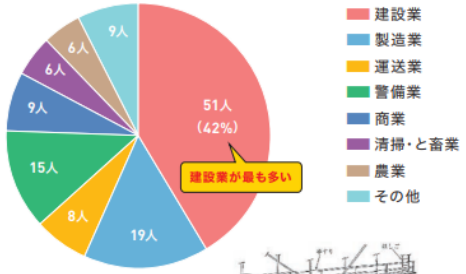
▶ PAGE 33

⑥業種別の労働災害防止対策の推進（建設業）

建設業における墜落・転落による死亡災害発生状況



過去5年間（平成30～令和4年）の熱中症による死亡災害

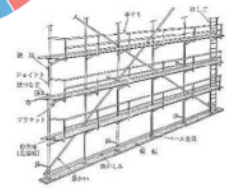


事業者に取り組んでいただきたい内容（2027年まで）（アウトプット指標）

墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場を85%以上

取組の成果として得られる結果（2027年まで）（アウトカム指標）

死亡者数を2022年と比較して15%以上減少

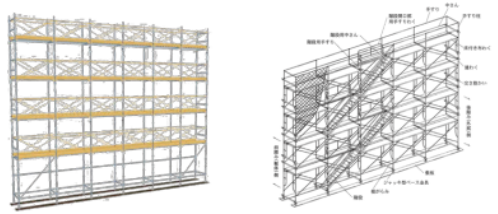


一側足場の例（（一社）仮設工業会より提供）

事業者に取り組んでもらいたいこと

- 墜落・転落のおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、フルハーネス型墜落制止器具の確実な使用
- はしご・脚立等の安全な使用の徹底等の実施
- 墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントの実施
- 作業場所の暑さ指数を測定し、屋根、休憩場所、通風・冷房設備を設置

＊このほかの熱中症、騒音対策は、重点事項⑧を参照



本足場の例（（一社）仮設工業会より提供）

厚生労働省「第14次労働災害防止計画の概要」から引用

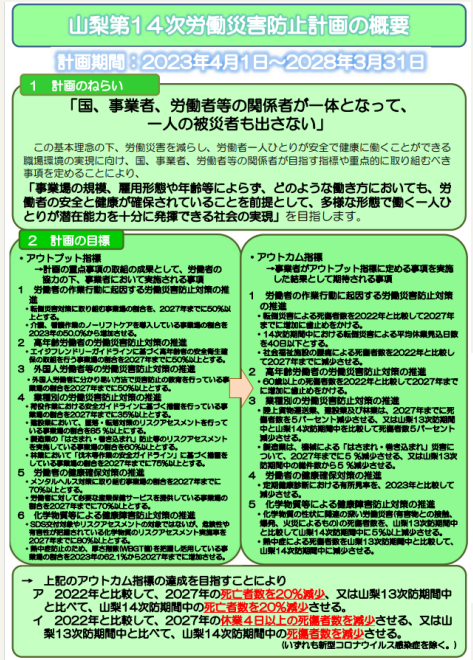
（参考）パンフレット



厚生労働省
「第14次労働災害防止計画の概要」

山梨第14次労働災害防止計画について

- 建設業において、**隧落・転落対策のリスクアセスメント**を行っている事業場の割合を**85％以上**にする。
- 陸上貨物運送業、**建設業**及び林業は、**2027年までに死傷者数を5%減少**させる、又は山梨13次防期間中と山梨14次防期間中を比較して死傷者数5%減少させる。



山梨労働局「山梨第14次労働災害防止計画の概要」

直近の法改正について

足場に係る法改正について

① 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

厚生労働省「足場からの墜落防止措置が強化されます」から引用

足場に係る法改正について

①一側足場の使用範囲

- 幅が1メートル未満の場合
- 障害物の存在その他の足を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき



厚生労働省「足場からの墜落防止措置が強化されます」から引用

足場に係る法改正について

②足場の点検者について

✓ 指名の方法

「書面で伝達」

「朝礼等に際し口頭で伝達」

「メール、電話等で伝達」

「あらかじめ点検者の順番を決め、その順番を伝達」等

足場に係る法改正について

②足場の点検者について

✓ 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者

・労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者

・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者

・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

厚生労働省「足場からの墜落防止措置が強化されます」から引用

足場に係る法改正について

③足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録･保存について

- ✓ 点検の結果及び点検者の氏名
- ✓ 補修等をおなった場合には当該措置の内容



厚生労働省「足場からの墜落防止措置が強化されます」

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進について

「個人事業者等」とは

- ✓　事業を請け負う者で労働者を使用しない者。
- ✓　個人事業者のほか、中小事業者の代表者又は役員も対象

法改正の内容

- ✓　注文者の債務の範囲の明確化（R7.5）
- ✓　注文者等が行う措置の対象に「個人事業主等」を含める（R8.4）
- ✓　個人事業主等自身による措置（R9.4）
 →機械等の安全確保、危険有害業務に関する安全衛生教育
- ✓　個人事業主等の休業4日以上の災害について、特定注文者は監督署に遅滞なく報告する。（R8.4）

参考資料



厚生労働省労働基準局安全衛生部
「改正労働安全衛生法説明会」

石綿障害予防について

石綿による健康障害

- ✓ 肺がんや中石綿にばく露する可能性皮腫などを引き起こす。
- ✓ 石綿含有物質の切断等により、現場作業に従事する労働者等が石綿にばく露する可能性がある。

石綿ばく露防止対策

- ✓ 事前調査の実施
- ✓ 有資格者の選任及び特別教育の修了
- ✓ 発散抑制措置・隔離措置・保護具の着用

などの徹底

石綿障害予防について

事前調査で必要な資格について

- ✓ 令和5年10月1日以降着工の工事では、「建築物石綿含有建材調査者」による事前調査の実施が必要。
- ✓ また、令和8年1月1日以降着工の工事において、一部の工作物の石綿事前調査には、「工作物石綿事前調査者」による事前調査の実施が必要。

石綿障害予防について



事前調査の実施について

- ✓「目視」と「設計図書」による調査が基本
- ✓ 上記の方法によっても石綿含有の有無が不明な場合は「分析調査」が必要。
- ✓ 事前調査実施後には、石綿事前調査結果報告システムにより報告が必要

 →事前調査の結果石綿含有無しの場合も報告は必要！

 ※事前調査結果報告は、元請事業者が行う必要がある。

ストレスチェックについて



令和10年（2027年）から

労働者数50人未満でも、ストレスチェックの実施が義務になります！

ストレスチェックとは

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組み。

労働者本人のストレスへの気付き・セルフケアを促すとともに、

検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、職場のストレス要因の改善につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組み。

ストレスチェックについて

	50人以上の事業場 産業医選任（義務）	50人未満の事業場
ストレスチェック	産業医又は外部委託	外部委託 ※労働者のプライバシー保護の観点から、原則、外部委託を推奨
医師の面接指導	産業医又は外部委託	地域産業保健センター
監督署への報告	実施結果の報告義務	監督署への報告義務はなし

（参考）産保センター

ストレスチェックをこれから導入する事業者の方へ

ストレスチェックの導入には
産保センター（※）をご利用ください

※ 産業保健総合支援センター（産保センター）は、厚生労働省所管の独立行政法人労働者健康安全機構が各都道府県に設置、運営しています。事業場のメンタルヘルス対策等の取組に対して、各種支援サービスを無料で提供します。

ストレスチェックの「取り組み方が分からない」とき

- ストレスチェックはどこに頼めばいい？（健康診断の委託先？専門業者？）
- 事業者の方針表明や、実務責任者、担当者の設定はどうする？
- プライバシーの保護はどうする？
- 安全衛生委員会における審議は？
- 高ストレス者に対する医師の面接指導の実施体制はどうする？
- メンタルヘルスの相談体制の整備はどうする？
- ストレスチェック結果の集団分析・職場環境改善のやり方は？等



産保センターが提供する 無料の
メンタルヘルス対策の個別訪問支援が有効です

労働者1人から49人・産業医選任義務のない事業場の皆様へ

事業者の義務
「医師の意見聴取」は実施していますか？

事業者は、健康診断等の結果、異常の所見があると診断された労働者に対して健康診断実施日から3か月以内に、医師等から以下の意見を聴く必要があります。
（労働安全衛生法第66条の4）

＜意見の内容＞ 就業区分及び就業上必要な措置（下表）
作業環境管理及び作業管理についての意見

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
要就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。



注意 以下のことは「医師等からの意見聴取」ではありません。

- ●健診の際に病院で、健診結果の説明と指導を受けさせている
- ●それぞれ、労働者個人で通院して、主治医に相談している
- ●健康保険組合から通知が来て、保健指導を受けさせている

地域産業保健センターを利用すれば
無料で「医師からの意見聴取」が受けられます！